

富士宮市電子契約実施基準

（趣旨）

第1条 この基準は、本市において電子契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号第5項の規定により契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結する契約をいう。以下同じ。）を実施する場合の基準を定めるものとする。

（電子契約の方法）

第2条 本市における電子契約は、立会人型電子署名サービスを利用して行うものとする。

（電子契約の対象）

第3条 本市が締結する契約であって、次に掲げるものについては、電子契約とすることができる。

- (1) 請負契約
- (2) 業務委託契約
- (3) 売買契約
- (4) 賃貸借契約
- (5) 使用許諾契約
- (6) その他電子契約によることが適当と市長が認める契約

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、電子契約とすることができない。

- (1) 法令等の規定により書面の契約書が必須となる場合
- (2) 保存期間を含む期間が10年を超える場合
- (3) 自動更新条項付契約である場合
- (4) 変更契約及び解除契約である場合
- (5) 契約の相手方が電子契約によることを希望しない場合
- (6) その他電子契約によることが適当でないと市長が認める場合

（段階的实施）

第4条 本市における電子契約は、段階的に実施するものとし、契約管理課が所管する契約事務に係る電子契約にあってはこの基準の施行の日から、その他の部署が所管する契約事務に係る電子契約にあっては

令和 8 年 4 月 1 日以降の日からそれぞれ実施するものとする。

(その他)

第 5 条 この基準に定めるもののほか、電子契約の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。